被保険者・被扶養者の皆様へ

岡谷鋼機健康保険組合

**被扶養者資格の再確認調査（検認）ご協力のお願い**

日ごろより、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。

健康保険では保険料を負担している被保険者だけではなく、保険料を負担していない被扶養者の分も給付しております。

その給付の公平性を維持する観点から、被扶養者の認定基準が備わっているかを調査します。

この調査により認定を受けた方だけが、引き続き被扶養者としての資格を得ることになります。

（海外帯同者の方も含めて、被扶養者全員の検認を実施させていただきます。）

**調査対象者　　　被扶養者全員**（令和3年9月1日時点のデータで作成）

**調査書提出期限　　　令和3年10月29日（金）　必着**

**提出先　　　委託先　(株)法研中部**

「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする。」

（健康保険法施行規則第50条7項）に基づく

本調査は10月1日現在の状況でご回答下さい。

提出必要書類等につきましては　ご自宅に郵送いたしました封筒中身をご覧下さい。

尚、　海外赴任（家族帯同）の方には、　別途　健保組合より被保険者様宛に社内メールで

調査書を送信致します。内容確認後　健保組合までメールで返信をお願い致します。

　 平日のみ 9:00～17:

（　その他　）

☆既に扶養削除の手続きを行われている場合は、調査書の備考欄にその旨（削除日など）をご記入ください。

☆本年7月以降に被扶養者に認定された方で、**令和3年度所得証明書**を提出済の場合、所得証明書は不要です。

☆出生等で被扶養者が増員したのに、調査書が配布されていなかった場合、健保組合までご連絡下さい。

☆福祉医療証を現在手続中の場合はその旨を備考欄にお書きいただき、調査書をご返却下さい。

後日お手元に届き次第　医療証（写）を健保組合までご提出下さい。

**昨年度は、提出期限過ぎの提出や提出書類不足の方が多数いました。ご注意ください。**

書類の中には　取り寄せ等で10日前後かかる場合もありますので　至急　開封し提出書類の確認をお願い致します。

（ご提出いただいた書類は、被扶養者の資格確認調査および給付業務に使用し、他の目的には使用いたしません。）

**お問合せ先　 岡谷鋼機健康保険組合　　T E L :　 (052)　204－8136**

参考　● 健康保険法施行規則第50条「健康保険組合は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる」

● 厚生労働省保険局長通知保発第1029004号「被保険者証の検認については、保険給付適正化の観点から毎年実施すること」

● 厚生労働省保険局保険課長通知保発第1029005号「被保険者証の検認又は更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ご協力の程　よろしくお願い致します。